

## 遺言等の相続問題について

令和元年6月のうぐいすの森自治会総会の前の役員との懇談会の中で、相続に関する相談を受けました。自治会の会員の方の年齢から、関心を持たれる方も多いと思い、遺言に重点を置いて、簡潔な記事を書いてみました。何らかの参考になれば幸いです。

インターネットで検索すれば、遺言について、多くのサイトをみることができ、詳細な情報が書かれていますし、遺言書の文案も豊富にあります。書店に行けば、遺言関係の書籍は沢山売っています。

これらの中に、多くの有益な情報があり、これだけで対応できるケースも相当にあるかと思えます。しかし、正確に書こうとするために内容が分かりにくくなっている、幾ら詳細に書いても、個別の事情に全部対応することはできないという限界があるように思えます。サイトや文献は一般的なことを念頭において作成していることからくる限界があり、そこに、個別相談の必要があります。しかし、相談できる弁護士がいない、費用が分からない等の問題があって、相談ができない方もおられるのではないかと思います。

そこで、本稿では、遺言を中心に、相続に関する最も基本的な部分の知識を分かりやすくお伝えし、弁護士がお手伝いできる部分と費用の概算を御提示しようと思えます。うぐいすの森自治会の顧問弁護士という立場から、出来るだけのお手伝いをさせて頂ければと思います。

### 1 遺言の種類

#### (1) 自筆証書遺言と公正証書遺言

遺言書の種類としては、「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つを覚えておいてくだされば十分です。

自筆証書遺言は、遺言者自ら作成する遺言です。いつでも自由に作成できますが、所定の形式を守らないと無効になってしまいます。

公正証書遺言は、公証人に作成してもらう遺言です。料金がかかりますが、後々紛争になった際に効力を争われにくいというメリットがあります。

#### (2) 自筆証書遺言にするか、公正証書遺言にするかの判断のポイント

自筆証書遺言の場合は、作成段階では、手間隙と費用がかかりませんが、法定の要件を充たさないと無効になります。遺言書が紛失、廃棄、改竄される可能性もあり、この場合には、遺言書の内容が実現できません。死亡後、家庭裁判所に検認手続をとる必要があります。

公正証書遺言の場合は、手間隙と費用がかかりますが、公証人が作成しているだけに、無効になることはありませんし、家庭裁判所に検認手続をとる必要もありません。公証人役場が保管しており、公正証書遺言の有無について、公証人役場で検索ができ、再発

行してもらえます。

### (3) 法務局における遺言書保管制度

令和2年7月10日から、自筆証書遺言であっても、法務局において遺言書の保管等をしてもらえる制度が施行されます。この制度によると、費用は、公正証書に比べれば僅かになる予定のようです（具体的には今から決まります）。しかも、法務省令で定める様式に従って作成したか否かチェックされるため無効となる心配もありませんし、紛失、廃棄、改竄される可能性もありません。公正証書と同様に検認手続も不要ですから、多くの人が利用することになるかと思えます。

※ 遺言執行者について、遺言執行者の費用はかかりますが、確実に実現できるというメリットがあり、いずれを重くみるかにより、遺言作成段階で、遺言執行者を指定するか否かを定めることとなります（民法1006条）。遺言執行者として適切な方がおられない場合には、当事務所の弁護士（川崎直人，川崎淳史）が、遺言執行者を引き受けさせていただくことが可能です。

## 2 遺言がない場合

### (1) 遺言がない場合の処理

#### ア 遺産分割協議

遺言書がない場合、まずは相続人間で遺産分割協議を行うこととなります。

その場合、相続人間で話し合いができるかがポイントとなります。遺産の全てについて、相続人全員の間で、何をどのように分けるかが具体的に合意できるかということです。

全員の合意が取れた場合には、その内容を、遺産分割協議書の形式にまとめます。弁護士は、協議書の文案作成等で力になることができます。

#### イ 遺産分割調停，遺産分割審判

話し合いがまとまらない場合、遺産分割調停又は遺産分割審判の申立を家庭裁判所に行います。調停は裁判所の専門家（調停委員）が間に入ってのいわば「話し合い」であり、合意ができなければ審判に移ります。審判は、家庭裁判所の判断で遺産分割方法を定める手続です。いずれの手続でも、弁護士は、代理人として力になることができます。

### (2) 遺言を作成するか否かの判断のポイント

#### ① 法定相続分と異なる配分をするか。

YESであれば、作成しましょう。

#### ② 相続人間の間関係から、揉める可能性があるか。

YESであれば、公正証書の形で作成し、遺言執行者をつける方がよいです。

## 3 遺言書の作成

### (1) 自筆証書遺言（民法968条）の場合

## ア 自筆証書遺言を作成する際の注意点

### ① 全文自書であること

ワープロ、代筆は無効です。ただし、最近相続法の改正があり、相続財産の目録については、ワープロで作成したものであっても「目録ごとに署名捺印」すれば有効ということになりました（民法968条2項）。

### ② 作成日付の自書

年月のみで日付のない場合は無効です。

### ③ 氏名の自書

名義人は被相続人一人のみです。

### ④ 2人以上の者が同一の証書で遺言することはできません（民法975条）

夫婦であっても連名の場合は無効です。

### ⑤ 押印

認印でも有効とされていますが、できれば実印で押捺してください。

目録への押印、訂正印等も含めて、全て同じ印鑑を使うようにしてください（別の印鑑でも構わないという解説もあります。遺言者の印鑑であればよいという理屈でしょうが、敢えて争いを残す方法をとる理由はありません）。

### ⑥ 内容をきちんと特定する

不動産の表示は登記簿の記載通りに、預金などは銀行名や口座番号を詳細に記載しないと、内容が実現できない場合があります。「住居表示」と、登記上の表示が異なることがあることに注意する必要があります。

### ⑦ 内容を訂正したい場合

加除その他の変更は、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければならないとしています（民法968条2項）。要するに、訂正したい箇所に二重線を引いて消した後、その上に訂正後の文言を書き、そこに捺印することで訂正ができます。

### ⑧ 応用編

相続人に法定相続分とは異なる相続分の指定をする（例えば、自宅の土地建物は同居して世話してくれている次男に譲り、その他を平等に分けてほしい等）際に、遺留分や寄与分等も考慮に入れ、その理由や心情を明らかにして遺言書に付け加える書き方があります。御相談があれば、文章を作成します。

## イ 自筆証書遺言の作成後の注意点

### ① 封印をする

封に入れて、封印をします。相続人の1人には、遺言書を作成したことで、保管場所を伝えておく必要があります。そうしないと、遺言書が埋もれてしまいます。弁護士を遺言執行者として、事実上遺言書を預ける方法があり、御依頼があれば対応します。最近、法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、令和2年7月10

日から施行されますので、それを利用する方法もあります。

② 作成後内容を変更したい場合

遺言は何時でも撤回できます（民法1022条）。前の遺言が後の遺言と抵触するときは、抵触する部分について、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされます（民法1023条）。

内容が大きく変わる場合は全面的な作り直しをします。一部が変わる場合は、一部だけの作り直しでも構いませんが、正確に表現するために、弁護士に相談した方がよいでしょう。

(2) 公正証書遺言（民法969条）の場合

公証役場の公証人に作成してもらう遺言書のことです。

ア 弁護士に頼むか否かの判断のポイント

次の2つの方法があります。内容の複雑さと費用の兼ね合いで、いずれの方法によるかを定める問題ですが、②の方が確実に作成できます。公証人は、元裁判官か元検察官かであり、法律の専門家です。

① 遺言者本人だけで手続を取る場合

本人が公証人役場に行き、本人の意向と資料を示して打ち合わせをして、遺言を作成することになります。内容が複雑であれば、何回もの打ち合わせが必要なこともあります。

② 弁護士が関与する場合

弁護士が遺言者の意思を確認し、必要書類を集め、その趣旨に沿って遺言の文案を作成し、前もって公証人と打ち合わせをし、期日を決めて、公証人役場に行って作成します。この場合には、公証役場に行く段階では、案文が作成されているように手配します。

イ 遺言作成者が病気等で公証役場に行けない場合

公証人が自宅、病院、老人ホーム等まで来て作成することもできます。ただし、別途手数料や日当、交通費が必要です。

ウ 公正証書遺言の作成の流れ（民法969条）

- ・ 証人2人以上が立ち合います。
- ・ 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口頭で伝えます（公証人から質問されます）。
- ・ 公証人が事前に作成していた案文を遺言者及び証人に読み聞かせます。
- ・ 遺言者及び証人が、正確なことを承認し、署名押印します。
  - ※ 病気等で署名が出来ない場合は公証人が、その旨を付記し署名に代えることができます（民法969条4号）。
- ・ 公証人が民法969条の方法に従い真正に作成された旨を付記し署名押印します。

エ 当日用意するもの

- ・ 遺言者が本人であることを証明する免許証等の本人確認書類

- ・印鑑証明書
- ・実印
- ・作成手数料（公証人役場に支払うもの）

※ 遺産の金額により異なりますので、遺産の額が分かる資料、不動産については登記簿謄本、固定資産税評価証明書、預金口座については通帳コピーなどを求められます。

弁護士が関与する場合は予め作成手数料を確認しておきますが、公証人役場のホームページで大凡のことは分かります。

#### 4 遺言に書いた内容を実現するプロセス

遺言がある場合は、遺言書の内容を実現することに主眼を置きます。

##### (1) 検認手続

検認とは、相続人に対して遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。裁判所が遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。封印のある遺言書は家庭裁判所で相続人等の立会いの上、開封する事になっています（民法1004条3項）。そのことを知らずに封印された封筒を開封してしまっても遺言書が無効となる訳ではありません。

自筆証書遺言の場合、原則として家庭裁判所の検認手続が必要です（民法1004条1項）。ただし、令和2年7月10日から施行される「法務局における遺言書の保管等に関する法律」によって、法務局で保管してもらっているものについては検認手続が不要とされましたので（同法11条）、法律施行後は、この制度を活用することがよいでしょう。

公正証書遺言の場合、検認手続は不要です（民法1004条2項）。

検認手続は遺言の保管者個人でも家庭裁判所の窓口で手続は教えてもらえますが、御依頼があれば、弁護士が代理人として手続をします。

##### (2) 遺言の執行

遺言執行者が指定されている場合、遺言の内容を実現するために、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有しますので（民法1012条1項）、遺言執行者が遺言の内容を実現します。遺言執行者がいなければ、相続人が行うことが基本になります。不動産の場合、司法書士に依頼して、遺言書に従った登記を実現することになります。銀行預金は、銀行に相続関係の必要書類を確認し、その必要書類を揃えることになります。最近の相続法改正により、単独で一定の範囲で遺産分割前における預貯金の払戻が認められるようになりましたが（民法909条の2）、限度がありますから、相続人の足並みが揃わないことが予想される場合には、遺言執行者を予め遺言書で定めることが適切です。遺言書に定めがないときは、利害関係人の請求により、

家庭裁判所が選任することになり（民法1010条）、その手間隙がかかるからです。

## 5 遺言について争われる場合の典型例と予防策

### (1) 遺言能力（民法963条）

遺言内容が不利である相続人からよく主張されるのが「作成当時、意思能力がなかったから遺言は無効である」という争い方です。

こうした争いを事前に防ぐため、遺言を作成する段階で遺言者の意思能力が疑われる場合（認知症等）は、公正証書遺言の形式にすることを勧めます。公正証書は、公証人が遺言者の意思確認をして作成しますから、意思能力がなければ、作成してもらえません。逆にいえば、公証人が作成した以上、意思能力があるという方向でみられやすいです。もっとも、その判断の厳格さは、公証人により異なることがあり、100%大丈夫とは言い切れません。作成当時の病状の程度によっては、遺言内容が、作成までの人間関係から全体的にみてありえない場合には、争う側にも相当の根拠があるケースがあります。遺言の内容が、ありうる内容であれば、それ程の心配は必要ありません。

### (2) 遺留分

遺言の効力が認められたとしても、遺留分侵害の有無をチェックする必要があります。遺留分は、相続人であれば最低限もらえる権利であり、例え遺言では何ももらえない相続人であっても（兄弟姉妹を除く）、相続開始及び遺留分を侵害する遺贈等の存在を知ってから1年以内に（相続開始から10年以内に）遺留分侵害額の請求をすれば、遺留分相当額の金銭を請求することができます（民法1046条）。遺留分は、算定するための財産の価額（※）に対して、直系尊属のみが相続人である場合は3分の1、それ以外の場合は2分の1で（民法1042条）、これに、遺留分権利者の法定相続分の割合をかけることとなります。遺留分侵害の成否については、弁護士に相談した方がよいと思います。

※ 遺留分を算定するための財産の価額＝相続時における被相続人の積極財産の額＋相続人に対する生前贈与の額（原則10年以内）＋第三者に対する生前贈与の額（原則1年以内）－（被相続人の債務の額）（民法1043条、1044条）

遺言の作成段階で相続人間の紛争が予想される場合には、相続させたくない相続人に対しても遺留分を考慮した遺言を作るという発想も必要になります。

## 6 当事務所弁護士がお手伝いできること

### (1) 遺言書作成段階

#### ア 弁護士費用をかけない方法

今やインターネットや書籍で様々な書式が公開されています。そうした書式を参考に自筆証書遺言を作成し、FAX又はメールで当事務所まで送っていただき、弁護士が、法定の様式の有無のみをチェックします。書式の範囲で作成できる内容の場合には、適

切かと思えます。自治会員であること、氏名、区画番号等を伝えていただき、予め、電話を頂ければ、様式のチェックについては無料（つまり、顧問料の枠内）で対応いたします。

遺言書保管法が施行される令和2年7月10日以降は、法務局に預けることをお勧めします。その際に法定の様式の有無はチェックしてもらえます。その手続については、法務省のホームページ等で明らかにされていきますが、必要があれば、お問い合わせください。

#### イ 弁護士費用をかけてもよい場合

複雑な事案の場合には、報酬をいただいたうえで、弁護士が適切な文案を作成します。相談者の意向を踏まえた適切な内容にするため、必要な時間をかけて、遺産内容と相続人を確認し、遺言者の意思を十分に確認し、法律を踏まえつつ、その意思を出来るだけ尊重する形で起案いたします。

書式の範囲だけではカバーできない問題、例えば、相続人間で問題が起きうる場合、内容に複雑さがある場合に適します。確実に執行をしたい場合には、さらに公正証書遺言にして、遺言執行者をつけることをお勧めします。公正証書にする場合、当事務所の2階に公証人役場があり、そこで作成することができます。また、証人2名、遺言執行者については、御依頼があれば、当事務所の弁護士が担当します。

また、生前贈与により相続税を減らす方向をお考えの方へのアドバイスも、できる範囲で行わせていただきます。

#### (2) 遺産分割協議が当事者間でできる場合

条項化する部分を引き受けます。

#### (3) 遺産分割協議が当事者間でできない場合

遺産分割調停の場合は、前提となる事実の確認、法律問題など、弁護士が代理人として手続に関与した方がよい場面が多いと思われれます。また、審判は、裁判所の判断を求めることとなりますので、弁護士でないと難しいかと思えます。どうしても、弁護士費用を抑えたいということであれば、弁護士が、遺産分割調停の申立書を作成し、家庭裁判所には本人が出頭していただき、期日終了後に相談を入れるという方法があります。この場合の弁護士費用は、書類作成費用と相談料だけになりますが、調停には間接的にしか関与できませんので、調停については責任を負える範囲が限られます。

#### (4) 遺留分侵害額請求の場合

前提となる事実の確認、法律問題など、弁護士が代理人として手続に関与した方がよい場面が多いと思われれます。

(5) 最近の相続法改正により、配偶者の居住権（民法1028条以下）、特別の寄与（相続人以外の者の貢献の考慮、民法1050条）等の新しい制度ができましたので（紙幅の関係で本稿では解説していませんが）、関連しそうな相談事項があれば、お問い合わせ下さい。改正部分は、今からの運用で決まっていく部分があるため、確定的な回答がで

きない部分もありますが、出来るだけ調べて回答したいと思います。

## 7 弁護士費用の目安

最終的には、そのケースの難易度、時間、相続財産の価格等に応じて決めさせていただくことになろうかと思いますが、一応の目安を以下に示します。また、最初の相談で、手続の進行が全部見通せるわけではなく、ある程度の見通しがついた段階で費用を提示させていただく場合もあろうかと思いますが、当初想定しなかった手続が生じる場合には、別途決めさせていただくこともあります。

弁護士報酬とは別に、戸籍謄本取り寄せ等の実費をいただきます。ご相談時点で概算の金額を預けていただき、全部が終了した段階で明細をつけて精算します。

### (1) 遺言書作成，遺産分割協議書の作成

定型的なタイプ 7万円 (公正証書の場合，10万円)

非定型的なタイプ 17万円 (公正証書の場合，20万円)

(※ 特別に複雑な場合は，要相談)

### (2) 遺言執行 50万円を基本とします。(※ 特別に複雑な場合は，要相談)

### (3) 遺言書検認 10万円

### (4) 遺産分割調停，審判

日弁連の旧規定（以下の計算式を基礎として，調停は3分の2，審判は，2分の1とする）を基礎として，事案に即して決めさせていただきます。

経済的利益	着手金	報酬
300万以下	8%	16%
300万～3000万以下	5%+9万	10%+18万
3000万～3億以下	3%+69万	6%+138万

※ 旧規定は現在ありませんが，他に基準がないので，これを基礎とする弁護士は相当にいます。

## 8 弁護士に依頼する際に用意していただきこと

弁護士が相続関係の相談を受けたときに，まず，以下の(1)～(3)の内容を確認します。事前に手元にある資料（戸籍謄本，登記事項証明書，通帳コピー），相続財産一覧表，相続関係図などを送って頂ければ，相談が短時間に効率よく進みます。

### (1) 遺産の内容

不動産，預金，その他有価証券や高価な動産（自動車等）等

できれば一覧表を作成し，登記事項証明書，預金通帳等とともにお持ちください。

### (2) 相続人の確定

相続関係図と戸籍謄本をお持ちください。

不足している戸籍謄本は弁護士が取り寄せます。



(3) 遺言書の有無

遺言書があるか否かで処理が全く違います。必須の情報です。

**9 当事務所に、相続問題で相談する場合の手順**

(1) まず、電話をかけ、相談の概略を伝えてください。そして、正確さを確保するために、事前にFAXかメールで資料を送っていただき、事務所で相談するのがよいのですが、それが困難な場合は臨機応変に対応します。

(2) 遺言書の形式面のチェックは、FAX、メールで送っていただき、返信することで完了し、相談料はいただきません。

(3) 方針が決まらない等の理由で取り敢えず相談をしたいという場合

30分までは無料とします（電話対応も含めますので、複雑な問題でなければ、無料電話相談だけで対応できるケースも相当にあるかと思えます）。30分を超えた場合には、30分ごとに5000円という枠組みを考えています。事前に資料を送付していただき、事実面、法律面で検討を要する場合は、その時間も考慮に入れますが、最初の30分無料という部分が、検討する時間に置き換わるという理解でよいかと思えます（特別な調査が必要な場合は、予めお伝えします）。

(4) 方針が決まり、弁護士費用がかかる場合

方針が決まった後の打ち合わせは、7の弁護士費用の中で賄われるという理解です。

**川崎法律事務所連絡先**

住 所 〒104-0061 東京都中央区銀座4-10-6 銀料ビル5階

電 話 03-3545-0983

FAX 03-3545-0984

メール FJP12450@nifty.com (川崎直人)

FJP12451@nifty.com (川崎淳史)

以 上